

令和5年5月29日

第36回総会議事録

長岡市農業委員会

第 36 回総会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 5 月 29 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 4 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 5 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 6 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 7 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 号 令和 4 年度最適化活動の点検・評価について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (19名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (5名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主任 山際 賢也、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 04 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、稲波会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

議長 これより第 36 回総会を開催いたします。
欠席届が議席番号 5 番、堀徳太郎委員、7 番、粉川一夫委員、8 番、
菅沼正美委員、10 番、千野俊輔委員、18 番、佐藤辰也委員から提出され
ておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を
満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任について、議長において、議席番号3番、岩本一男委員、4番、諸橋昇一委員を指名いたします。

日程第2 議案第4号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第4号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は7件でございます。

1から5番は売買による所有権移転、6、7番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査の結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第5号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件、寺泊地域1件の2件でございます。

1番、十日町の田について、砂利採取用運搬路及び施設用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび転用目的を砂利採取用地に変更し、令和6年12月17日まで期間を延長、また面積を変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の5番とも関連しております。

2番、寺泊野積の畑について、車庫建築用地として転用する許可を受けていた案件ですが、このたび畑利用に変更するものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第5号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第6号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第6号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、寺泊地域1件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において5月18日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊野積の田について、車庫建築敷地として利用するものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊野積地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、

許可できるものであります。

本件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第6号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第7号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第7号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 恐れ入りますが、初めに議案書の修正をお願いいたします。

11ページの5番の案件につきまして、関連事項の欄に、「一時転用」と追加記載をお願いいたします。

また、12ページの10番の案件につきまして、転用目的の欄に「住宅建築敷地(一般)」と記載しておりますが、「住宅建築敷地(分家)」と修正をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書の10から12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、三島地域2件、中之島地域3件、長岡地域4件、寺泊地域1件の10件でございます。

1番、藤川の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和5年10月1日から令和6年5月1日までの計画です。申請地は、藤川地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

す。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2から4番は関連している案件ですので、一括して説明いたします。

2から4番、中条新田の畑について、貸しストックヤード敷地として利用するために、2、3番は売買による所有権移転、4番は贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、中条新田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

5番、十日町の田について、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の1番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借権を設定するものです。工期は、令和5年6月18日から令和6年12月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため例外的に許可できるものであります。

6番、宝地町の畑について、庭敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、宝地町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

7番、小曾根町の畑について、駐車場敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年9月30日までの計画です。申請地は、小曾根町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が駐車場であり、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

8番、鳥越の畑について、分家住宅建築敷地として利用するため使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年11月30日までの計画です。申請地は、鳥越地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置さ

れるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

9番、福戸町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和5年10月28日までの計画です。申請地は、福戸町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

10番、寺泊下桐の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和5年7月4日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は、寺泊下桐地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第7号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

初めに、議案書の訂正をお伝えします。

議案書発送後に中間管理権設定（公社借入）において申請の取下げがありました。つきましては、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の1ページ目に修正しました内訳表を入れさせていただきますので、説明の際にはそちらをご覧ください。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは11件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。

次に、利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、冒頭に説明したように、お手元の別冊、農用地利用集積計画を1枚めくったところの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で7件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が6件、賃借権移転が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは68件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が64件、使用貸借権設定が4件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは55件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が50件、使用貸借権設定が5件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いします。

以上、計130件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしま

しては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第9号

令和4年度最適化活動の点検・評価について

議長

議案第9号 令和4年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

初めに、議案書の差し替えをお願いいたします。

議案第9号の資料に差し替えがありましたので、皆様のお手元にお配りした別冊、農用地利用集積計画の26ページから28ページに修正した議案資料を入れさせていただきましたので、説明の際にはそちらをご覧ください。

それでは、改めましてご説明申し上げます。

この令和4年度最適化活動の点検・評価については、農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会全体の実績と各委員の活動成果実績及び各農業委員、推進委員から提出された自己点検評価の結果を総会において点検、評価するもので、活動日数や農地集積等の実績を評価してまとめたものです。

別冊27ページ、農業委員会の最適化活動の点検・評価と書かれた表をご覧ください。この表は、長岡市農業委員会全体の令和4年度の最適化活動の実績をまとめたものとなっています。

最初に、1、最適化活動の成果目標、(1)、農地集積の実績については、80%の目標のところ、67.2%の集積率となりました。

次に、(2)、遊休農地の解消については、令和4年度は既存の遊休農地の解消のみが評価の対象となっており、0.4ヘクタールの目標のこ

ろ、0.7ヘクタールの解消となっております。

次に、新規参入の促進については、新規参入者に任せてもよいと同意の取れた農地面積をまとめたものとなり、目標が150ヘクタールのところ、実績が195.8ヘクタールとなりました。

次に、2、最適化活動の活動目標の（1）、推進委員等が最適化活動を行う日数については、月当たり10日の目標のところ、実績は月当たり5.2日となりました。

次に、（2）、活動強化月間は3か月の目標のところ、実績が3か月。

（3）、新規参入相談会への参加については、チャレンジフェアに参加いただいたことでそれぞれ目標を達成しました。

次に、3、点検・評価結果についてですが、これは各目標の達成度合いが点数化され、点数に応じて結果が入力されるものとなっています。農業委員会全体の評価とともに、推進委員等の評価結果は、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」の割合が多い結果となりました。これは、遊休農地の解消や新規参入の促進の項目では目標を上回りましたが、農地集積や活動日数で目標に達しなかった地域が多かったことによるものです。

次に、別冊の28ページの推進委員等の最適化活動の点検・評価のページをご覧ください。今ほど説明した市全体の評価と各委員の実績及び自己点検評価を踏まえ、記載のとおりを総会意見として各委員の点検・評価シートの総会で出された意見の欄に印字するものです。近日中に各委員の活動日数の実績、各地域別の農地集積、遊休農地解消実績等を記載した点検・評価シートを郵送しますので、お手元に届きましたらご確認いただきたいと思います。また、委員個人の点検、評価とは別に、令和4年度の長岡市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況については、6月末までに取りまとめて市のホームページに公表する予定です。

以上で令和4年度最適化活動の点検・評価についての説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第9号 令和4年度最適化活動の点検・評価についてを原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第 2 号 農地法の届出通知等について

議長

日程第 3、報告第 2 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 2 件を 21 ページに、5 条の届出について 17 件を 22 から 26 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 4 件を 27 ページに、18 条合意解約について 5 件を 28、29 ページに、利用権解約について 28 件を 30 から 34 ページに、中間管理権の解約について 4 件を 35 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 36 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2 時 33 分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年5月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	欠	佐藤辰也																		
7	欠	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">19人</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td></td> <td>岩本一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	19人		議事録署名委員		欠席委員	人	5人		岩本一男	委員		計	24人		諸橋昇一	委員
出席委員	人	19人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	5人		岩本一男	委員																		
	計	24人		諸橋昇一	委員																		